

企業行動研究部会議事録（第 261 回）

日 時： 平成 30 年 5 月 14 日(月) 18:00-20:00

場 所： 中央大学駿河台記念館 3 階 350 号室

出席者：（16 名 勝田、河口、片方、北川、木下、銀山、熊本、栗栖、西藤、佐久間、櫻井、佐藤、出口、永井、菱山、古山、敬称略）

1. 連絡事項

勝田部長より開会が宣せられ、4 月 21 日開催の理事会及び研究交流例会開催についての報告が行われた。

<決議事項>新入退会者承認の件：新入会員 5 名（正会員 4 名、学生会員 1 名）、および退会者 7 名（正会員）会員数 477 名。（退会者中 島村会員逝去の報告があった）平成 30 年度総会議案の件、ガバナンス部会補助金申請の件、水谷賞創設の件

<報告事項>第 9 回経営倫理シンポジウムの件、平成 30 年度研究発表大会の件、Call for Paper の件

<懇談事項>2019 年度研究発表大会の件、第 10 回経営倫理シンポジウムの件、名簿作成

<確認事項>次回理事会・研究交流例会開催の件、その他

2. 第 1 テーマ：「会社法改正（ガバナンス関係）、CG コードの改定等の動向について」 勝田部会員

<報告骨子>

コーポレート・ガバナンス関係の動向について

1. コーポレートガバナンス・コードの改訂

(1) コーポレート・ガバナンス・システム (CGS) 研究会報告 180330

【資料 1】CGS ガイドラインのフォローアップ結果について

(2) フォローアップ会議報告

【資料 2】コーポレートガバナンス・コードの改訂と

投資家と企業の対話ガイドラインの策定について（案） 180330

- ① 経営環境の変化に対応した経営判断
…自社の資本コストを的確に把握することを明確化
- ② 投資戦略・財務管理の方針
…投資戦略と統合的で、資本コストを意識した適切な財務管理
- ③ CEO の選解任・取締役会の機能発揮等
・CEO の選解任…基準の整備、プロセスの独立性・客観性の強化
・取締役会の機能発揮等
- ④ 政策保有株式
…投資家と企業の震度ある対話、縮減に関する方針・考え方の開示
- ⑤ アセットオーナー
…企業年金（母体企業）の機能発揮（人事面・運用面における取組み）

【資料 3】コーポレートガバナンス・コード（改訂案） 180330

2. 会社法制（企業統治関係）の改正

【資料4】会社法制（企業統治関係）の見直しに関する中間試案

(1) 株主総会に関する規律の見直し

(2) 取締役等に関する規律の見直し…インセンティブ付与、社外取締役の活用

その他（社債の管理、株式交付等）

<意見交換>

・パブコメは終わったのか？

→終了し6月1日からはCGCも施行される見込み。

・東京証券取引所としてはここに記載された条件を満たした企業でないと上場を認めないということか？

→審査基準にもかかわるとのこと。

・ここにあるような規制がなぜ必要かという点、株式保有者にとっては、いかに株価が上がるか、いかに利益を出すのが問題であるからということ。また経営側にとっては金さえ集まればそれでよく、どういう経営をして何をを目指すかなどは、大きなテーマではないと思いがちという現象があるからと思う。

・したがっていくらこうしたコードを作っても改善されないように思う。

・個人投資家への期待は限度があるかもしれないが、こうしたことは機関投資家にとっては、今後の大きな方向付けを示唆するという意味があるのではないか。

・古典的な例かもしれないが、エンロンの株をカルパースが購入してしまったことを見てもそう簡単ではない。

・この度の改革を見て感じることは、こうした法規制で縛ることではなく、国策による金融機関についてももっときちんと規制して行くべきと考える。

・政府イニシアチブのものは時限立法での対応が必要だが、株式会社は倒産という厳しい現実があることがあるため必要以上に法制化はいかがかと思う。

・こうした規制をどんどん国がかぶせて行くことで本当に良いのかが気にかかる。

・ビジョンを出して投資家から資金を得ることが本質ではないか。こうした規制がベンチマークによるものか否かが気にかかる。

・例えば株主提案への対応などは、経営上有効と考えられる点もあるが、例えば社外取締役の設置が一番となっている所などは、今後も課題になるかと思う。

以下略

3. 第2テーマ：「公益通報者保護制度その後の動向（ガイドラインに対する企業の動向等）」河口

<報告骨子>

はじめに

公益通報者保護法の改正に向けた動向として、(内閣府)・消費者庁で進められてきた、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」の活動を踏まえて2017年2月に公表された「民間事業者向けガイドライン」についてその後の状況と現在の問題点等について報告する。

1. 公益通報者保護法の要点レビュー

2. 民間事業者向けガイドラインの概要

3. 国の行政機関の通報対応に関するガイドライン概要（説明は略）

4. 地方公共団体の通報対応に関するガイドラインの概要（説明は略）

5. 国内における制度の浸透状況
6. 法制化の動向と事業者の対応課題
7. 内部通報制度認証「WCMS 認証」について

※当日使用の PPT 原稿及び事前配布原稿ワード参照

<意見交換>

- ・各社、記録をどのように保存しているか？改ざんのリスクはないのか。
→各社とも、紙ベース、電子ベースで保管している。
- ・各社に聞くと仕組みを作ったが、実際は通報が少ないという話があるが？
→情報の徹底などがまだまだ徹底していないということがあるのではないか。
- ・認証制度というがどのようなことを進めるのか。
→開示されたばかりであり、詳細は確認できていないが、当初は自己認証からスタートしその後第3者認証に進むとのこと。
- ・財務省の顧問弁護士の調査報告を見ても、問題が多いと感じる。
- ・通報者保護といっても、公務員等への対応は不明確ではないか。
- ・通報者への報償があるような海外の事例はあるが、日本ではまだまだ流動的。
- ・認証というが本当にその様なことが出来るのか。
- ・認証制度が、天下り先の確保にならないことが重要ではないか。
- ・個人情報保護などが認証と言うのはまだ理解できるが、内部通報制度についての認証というのはいかがかと考える。
- ・資本主義の原則から言えば、そうした不正や不祥事を犯す企業は淘汰されるのではないか
- ・認証制度ではなく、評価制度なら理解できる。
- ・連邦量刑制度のある米国などは、罰則も明確なため、こうした制度が有効であると思うが、日本ではまだまだそうした厳しい罰則等が出来ていないので、効果は如何かと思う。

以下略

4. その他

勝田部会長より、当部会でも年内の発表テーマと時期を明示して行くことを検討したい。との発言があり閉会した。

以上

(文責：河口)

議事録送付先(敬称略)：

[部会員]：安藤、井上(真)、井上、岩倉、上原、遠藤(淳)、遠藤(梨)、大泉、大島、岡田(佳)、片方、勝田、加藤、河口、川村、北川、木下、熊本、栗栖、桑山、小池、西藤、斉藤、佐久間、櫻井、佐藤、柴柳、瀬名、潜道、高橋、武谷、田村、出口、徳山、永井、那須、西村、野瀬、野田、比賀江、樋口、肥後、菱山、平塚、古谷、古山、前原、増岡、増澤、増渕、松尾、松本、丸山、水島、水野、峰内、

宮川、宮澤、山口、山中、山本、横館、吉村、銀山(オブザーバ)

[学会本部]：梅津会長、水尾副会長、高橋前会長、内田事務長